

別紙 1

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成 24 年 3 月 29 日付け雇児発 0 3 2 9 第 2 号、社援発 0 3 2 9 第 6 号 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）の別添 1～5 の正誤訂正

該当部分	誤	正
別添 1 第三者評価基 準（養護施設 版） 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
別添 2 第三者評価基 準（乳児院版） 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
別添 3 第三者評価基 準（情緒障害児 短期治療施設 版） 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
別添 4 第三者評価基 準（児童自立支 援施設版） 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
別添 5 第三者評価基 準（母施生活支 援施設版） 4-③	③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、母親と子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、母親と子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。

社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について（平成24年3月29日付け雇児福発0329第1号社援基発0329第1号 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長通知）の別添1～5の正誤訂正

別添1 第三者評価基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（児童養護施設版）

該当部分	誤	正
目次 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
1- (12) -① 判断基準	b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮してした対応を行っているが、十分ではない。	b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っているが、十分ではない。
3- (1) -① 判断基準	a) 子どもの心身状況や生活状況等正確に把握しており、定められた手順に従って <u>サービス実施上の解決すべき課題</u> （ニーズ）を具体的に明示している。 b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って <u>サービス実施上の解決すべき課題</u> （ニーズ）を十分に明示していない。 c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って <u>サービス実施上の解決すべき課題</u> （ニーズ）を具体的に明示していない。	a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って <u>養育・支援を行う上での解決すべき課題</u> （ニーズ）を具体的に明示している。 b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って <u>養育・支援を行う上での解決すべき課題</u> （ニーズ）を十分に明示していない。 c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って <u>養育・支援を行う上での解決すべき課題</u> （ニーズ）を具体的に明示していない。
3- (2) -② 評価の着眼点の3番目の□	□ 子どもや <u>保護者等</u> や保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。	□ 子どもや保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。

該当部分	誤	正
5-② 評価の着眼点 の1番目の□ 6番目の□	<input type="checkbox"/> <u>立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</u> <input type="checkbox"/> 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。	削 除 <input type="checkbox"/> 地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。
6- (2) -① 評価の着眼点 の6番目の□	<input type="checkbox"/> 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。	<input type="checkbox"/> 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、 <u>施設</u> の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
6- (3) -① 評価基準の考 え方と評価の ポイントの2番 目の○	<input type="checkbox"/> 「 <u>意見箱</u> 」を設置しているだけでは、 <u>積極性</u> という観点からは b) 評価となります。	削 除
8- (1) -① 評価基準の考 え方と評価の ポイントの5番 目の○	<input type="checkbox"/> 一つの法人で介護や保育など多様な <u>養育・支援</u> を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。	<input type="checkbox"/> 一つの法人で介護や保育など多様な福祉サービスを提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
8- (1) -② 評価の着眼点 の1番目の□ 3番目の□	<input type="checkbox"/> 基本方針は、運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。 <input type="checkbox"/> 基本方針が文書（事業計画等の法人・ <u>事業所</u> 内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。	<input type="checkbox"/> 基本方針には、運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。 <input type="checkbox"/> 基本方針が文書（事業計画等の法人・ <u>施設</u> 内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。

該当部分	誤	正
8- (1) -④ 評価の着眼点 の2番目の□ 3番目の□	<input type="checkbox"/> <u>子どもや障害を持つ</u> 保護者や子どもに対しての周知に工夫や配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 運営理念や基本方針を <u>施設の子ども会等</u> で資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> <u>障害のある</u> 保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 運営理念や基本方針を子ども <u>や保護者等</u> に資料をもとに説明している。
8- (2) -⑤ 評価の着眼点 の2番目の□	<input type="checkbox"/> 各計画を子ども <u>会</u> や保護者等に資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> 各計画を子どもや保護者等に資料をもとに説明している。
8- (3) -① 評価細目の番号	<u>A- 8 - (3) -①</u>	8 - (3) -①
8- (6) -① 評価の着眼点 の6番目の□	<input type="checkbox"/> <u>実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。</u>	削 除

別添2 第三者評価基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（乳児院版）

該当部分	誤	正
目次 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。

該当部分	誤	正
<p>3- (1) -① 判断基準</p>	<p>a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って<u>サービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示している。</p> <p>b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って<u>サービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）</u>を十分に明示していない。</p> <p>c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>サービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示していない。</p>	<p>a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って<u>養育・支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示している。</p> <p>b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って<u>養育・支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）</u>を十分に明示していない。</p> <p>c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>養育・支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示していない。</p>
<p>3- (2) -② 着眼点の3番目の□</p>	<p>□ 子どもや<u>保護者等</u>や<u>保護者等</u>から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。</p>	<p>□ 子どもや保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。</p>
<p>4- (3) -② 評価基準の考え方と評価のポイントの2番目の○ 4番目の○</p>	<p>○ 保護者等に対する説明は、どの<u>子保護者</u>に対しても・・・(以下略)</p> <p>○ 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、<u>子どもや保護者等</u>への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。</p>	<p>○ 保護者等に対する説明は、どの保護者に対しても・・・(以下略)</p> <p>○ 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。</p>

該当部分	誤	正
5-② 評価の着眼点 の5番目の□	□ 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。	□ 地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。
5-③ 評価細目	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。
6- (1) -② 評価基準の考え方と評価の ポイントの2番 目の○	○ 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。 児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。	○ 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。 乳児院の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
6- (2) -① 評価の着眼点 の6番目の□	□ 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。	□ 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
6- (3) -① 評価基準の考え方と評価の ポイントの2 番目の○	○ 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。	削 除
8- (1) -① 評価基準の考え方と評価の ポイントの5番 目の○	○ 一つの法人で介護や保育など多様な養育・支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。	○ 一つの法人で介護や保育など多様な福祉サービスを提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。

該当部分	誤	正
8- (1) -② 評価の着眼点 の3番目の□	<input type="checkbox"/> 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。	<input type="checkbox"/> 基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
8- (1) -④ 評価の着眼点 の2番目の□ 3番目の□	<input type="checkbox"/> 障害を持つ保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 運営理念や基本方針を施設の保護者会等で資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> 障害のある保護者等に対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 運営理念や基本方針を保護者等に資料をもとに説明している。
8- (2) -⑤ 評価の着眼点 の2番目の□	<input type="checkbox"/> 各計画を子保護者会等で資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> 各計画を保護者等に資料をもとに説明している。

別添3 情緒障害児短期治療施設版

該当部分	誤	正
目次 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。

該当部分	誤	正
1・(1) -② 判断基準	<p>a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って<u>サービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示している。</p> <p>b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って<u>サービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）</u>を十分に明示していない。</p> <p>c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>サービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示していない。</p>	<p>a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って<u>治療・支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示している。</p> <p>b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って<u>治療・支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）</u>を十分に明示していない。</p> <p>c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>治療・支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）</u>を具体的に明示していない。</p>
1・(4) -① 判断基準	b) —	<u>b) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供できるよう取り組んでいるが、十分ではない。</u>
5-② 評価の着眼点の5番目の□	□ 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。	□ 地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。
5-③ 評価細目	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。

該当部分	誤	正
<p>6- (1) -② 評価基準の考え方と評価のポイントの2番目の○</p>	<p>○ 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。<u>児童養護施設</u>の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。</p>	<p>○ 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。<u>情緒障害児短期治療施設</u>の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。</p>
<p>6- (3) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの2番目の○</p>	<p>○ 「<u>意見箱</u>」を設置しているだけでは、<u>積極性</u>という観点からはb) 評価となります。</p>	<p>削 除</p>
<p>7-① 評価の基準の考え方と評価のポイントの1番目の○</p>	<p>○ 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。</p>	<p>○ 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。<u>組織</u>として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。</p>
<p>8- (1) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの5番目の○</p>	<p>○ 一つの法人で介護や保育など多様な<u>治療・支援</u>を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。</p>	<p>○ 一つの法人で介護や保育など多様な<u>福祉サービス</u>を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。</p>
<p>8- (1) -② 評価の着眼点の3番目の□</p>	<p>□ 基本方針が文書（事業計画等の法人・<u>事業所</u>内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。</p>	<p>□ 基本方針が文書（事業計画等の法人・<u>施設</u>内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。</p>

該当部分	誤	正
8- (1) -④ 評価の着眼点 の2番目の□ 3番目の□	<input type="checkbox"/> <u>子どもや障害を持つ</u> 保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 運営理念や基本方針を <u>施設</u> の子ども <u>会等</u> で資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> <u>障害のある</u> 保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 運営理念や基本方針を子ども <u>や保護者等</u> に資料をもとに説明している。
8- (2) -⑤ 評価基準の考 え方と評価の ポイントの2 番目の○ 評価の着眼点 の2番目の□	<input type="checkbox"/> 障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。 <input type="checkbox"/> 各計画を子ども <u>会</u> や保護者等 <u>で</u> 資料をもとに説明している。	<input type="checkbox"/> 障害のある子どもや幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。 <input type="checkbox"/> 各計画を子ども <u>や保護者等</u> に資料をもとに説明している。
8- (6) -① 判断基準	b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが <u>を</u> 用意されていない等積極的な取組には至っていない。	b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。

別添4 児童自立支援施設版

該当部分	誤	正
目次 5-③	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
1- (1) -① 評価の着眼点 の9番目の□	<input type="checkbox"/> 小規模グループケア（原則 <u>6</u> ～ <u>8</u> 人）に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 小規模グループケア（原則 <u>5</u> ～ <u>7</u> 人）に取り組んでいる。

該当部分	誤	正
1- (11) -① 判断基準	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮してした対応を行っているが、十分ではない。	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っているが、十分ではない。
3- (1) -① 判断基準	<p>a) 子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う上<u>の</u>解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。</p> <p>b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って<u>サービス実施上</u>の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。</p> <p>c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>サービス実施上</u>の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。</p>	<p>a) 子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う<u>上での</u>解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。</p> <p>b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従って<u>支援を行う上での</u>解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。</p> <p>c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>支援を行う上での</u>解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。</p>
5-② 評価の着眼点の4番目の□を修正し、3番目と4番目の入替 5番目の□	<p><input type="checkbox"/> 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども及び<u>保護者</u>の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。</p>	<p><input type="checkbox"/> 子ども及び<u>職員</u>の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。</p>

該当部分	誤	正
<p>5-③ 評価細目</p> <p>評価の着眼点の3番目の□</p>	<p>子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。</p> <p>□ <u>利用者の安全を脅かす事例の</u>収集を、その仕組みを整備した上で実施している。</p>	<p>子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の<u>検討</u>を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。</p> <p>□ <u>子どもの安全を脅かす事例の</u>収集を、その仕組みを整備した上で実施している。</p>
<p>6- (1) -② 評価基準の考え方と評価のポイントの2番目の○</p>	<p>○ 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。<u>児童養護施設</u>の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。</p>	<p>○ 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。<u>児童自立支援施設</u>の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。</p>
<p>6- (2) -① 評価の着眼点の6番目の□</p>	<p>□ 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。</p>	<p>□ 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。</p>
<p>6- (3) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの2番目の○</p>	<p>○ 「意見箱」を設置しているだけでは、<u>積極性という観点からはb) 評価となります。</u></p>	<p>削 除</p>
<p>8- (1) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの5番目の○</p>	<p>○ 一つの法人で介護や保育など多様な<u>支援</u>を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。</p>	<p>○ 一つの法人で介護や保育など多様な<u>福祉サービス</u>を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。</p>

該当部分	誤	正
8- (1) -④ 評価の着眼点 の2番目の□	<input type="checkbox"/> 障害を持つ子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。	<input type="checkbox"/> 障害のある保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
8- (2) -① 評価の着眼点 の1番目の□	<input type="checkbox"/> 理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<input type="checkbox"/> 理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた <u>将来像</u> や目標（ビジョン）を明確にしている。
8- (2) -④ 評価の着眼点 の2番目と3番 目の□の順番 を入替	<input type="checkbox"/> 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。 <input type="checkbox"/> 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示したりしている。	<input type="checkbox"/> 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示したりしている。 <input type="checkbox"/> 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
8- (2) -⑤ 評価基準の考 え方と評価の ポイントの2番 目の○ 評価の着眼点 の2番目の□	<input type="checkbox"/> 障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。 <input type="checkbox"/> 障害を持つ子どもや保護者等に対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。	<input type="checkbox"/> 障害のある子どもや幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。 <input type="checkbox"/> 障害のある子どもや保護者等に対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
8- (4) -③ 評価の着眼点 の1番目の□	<input type="checkbox"/> 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受ける <u>ことが望ましい。</u>	<input type="checkbox"/> 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受ける <u>よう努めている。</u>
8- (5) -③ 評価の着眼点 の8つ目の□	<input type="checkbox"/> 困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

該当部分	誤	正
8- (8) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの3番目の○	○ 8- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「支援の内容」とは、個別の <u>利用者</u> に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。	○ 8- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「支援の内容」とは、個別の <u>子ども</u> に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。

別添5 母子生活支援施設版

該当部分	誤	正
目次 4-③	③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、母親と子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。	③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、母親と子どもの安全確保のためのリスクを把握し対策を実施している。
1- (1) -① 判断基準	a) 母親と子どもの <u>様々な課題</u> に対応して、専門的支援を行っている。 b) 母親と子どもの <u>様々な課題</u> に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。 c) 母親と子どもの <u>様々な課題</u> に対応した専門的支援を行っていない。	a) 母親と子ども <u>それぞれの個別の課題</u> に対応して、専門的支援を行っている。 b) 母親と子ども <u>それぞれの個別の課題</u> に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。 c) 母親と子ども <u>それぞれの個別の課題</u> に対応した専門的支援を行っていない。
1- (3) -① 評価の着眼点の7番目の□	□ <u>必要性に応じて、ニーズに応じて</u> 、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。	□ <u>支援の必要性やニーズに応じて</u> 、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。

該当部分	誤	正
<p>1- (4) -④ 評価基準の考 え方と評価の ポイントの1番 目の○</p> <p>3番目の○</p>	<p>○ 子どもの年齢・発達段階によ って、学校では性教育の場を設 けています。しかし、DV被害 や虐待を受けた子どもの中 には、性について誤った知識を持 っているケースもあります。そ のため子どもの発達にあわせて、 正しい知識を得る機会を設 ける必要があります。</p> <p>○ <u>実生活の上でも年齢にふさわ しい性について正しい知識を得 る機会を設け、思いやりの心を 育むことが必要となります。</u></p>	<p>○ 子どもの年齢・発達段階によ って、学校では性教育の場を設 けています。しかし、DV被害 や虐待を受けた子どもの中 には、性について誤った知識を持 っているケースもあります。そ のため子どもの<u>年齢や発達</u>にあ わせて、正しい知識を得る機会 を設ける必要があります。</p> <p>削 除</p>
<p>1- (5) -② 評価の着眼点 の2つ目の□</p>	<p>□ 弁護士や<u>法テラス</u>・・・(以下 略)</p>	<p>□ 弁護士や法テラス・・・(以下略)</p>
<p>1- (6) -② 評価の着眼点 の2番目の□</p>	<p>□ 被虐待児童に対しては、必要に 応じて、心理判定や児童精神科 医との相談などの児童相談所機 能を活用している。</p>	<p>□ 被虐待児童に対しては、必要 に応じて、心理判定や児童精神 科医との相談などの児童相談所 機能を活用している。</p>
<p>1- (8) -① 評価の着眼点 の4番目の□</p>	<p>□ 障害や精神疾患がある場合や 外国人の母親や子どもへは、必 要に応じて公的機関、就労先へ の各種手続きや保育所、学校等、 他機関と連携し情報やコミュニ ケーション確保の支援を行って いる。</p>	<p>□ 障害や精神疾患がある場合や 外国人の母親や子どもへは、必 要に応じて公的機関、就労先へ の各種手続きの支援を行ったり、 保育所、学校等、他機関と 連携し情報やコミュニケーション 確保の支援を行っている。</p>
<p>1-(10)-① 評価の着眼点 の5番目の□</p>	<p>□ 公共職業安定所以外にも、パ ートバンクや母子家庭等就業・ 自立支援センター等、様々な機 関を活用し、また必要に応じて、 職場開拓を行い、求人案内の 情報提供を行っている。</p>	<p>□ 公共職業安定所以外にも、パ ートバンクや母子家庭等就業・ 自立支援センター等、様々な機 関を活用し、また必要に応じて、 職場開拓を行い、求人案内の情 報提供を行っている。</p>

該当部分	誤	正
<p>2- (1) -① 判断基準</p> <p>評価基準の考 え方と評価の ポイントの1番 目の○</p> <p>3番目の○</p> <p>評価の着眼点 の6番目の□</p>	<p>a) 母親と子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。</p> <p>b) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。</p> <p>c) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。</p> <p>○ アセスメントには母親と子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、母親と子どもにどのような支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。</p> <p>○ <u>児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、母親と子ども本人との面接などで、母親と子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。</u></p> <p>□ アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、<u>家庭支援専門相談員</u>などが参加するケース会議で合議して行っている。</p>	<p>a) 母親と子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う上での解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。</p> <p>b) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を<u>正確に</u>把握しているが、定められた手順に従って<u>支援を行う上での</u>解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。</p> <p>c) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従って<u>支援を行う上での</u>解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。</p> <p>○ アセスメントには、<u>母親と子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、母親と子どもにどのような支援のニーズがあるかを明らかにすることが</u>含まれます。</p> <p>削 除</p> <p>□ アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行っている。</p>

該当部分	誤	正
<p>2- (1) -② 評価基準の考え方と評価のポイントの3番目の○</p> <p>評価の着眼点の4番目の□</p> <p>5番目の□</p>	<p>○ 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また<u>保護者</u>への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。</p> <p>□ <u>児童相談所</u>と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。</p> <p>□ 策定した自立支援計画を<u>児童相談所</u>に提出し、共有している。</p>	<p>○ 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また<u>母親と子ども</u>への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。</p> <p>□ <u>福祉事務所</u>と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。</p> <p>□ 策定した自立支援計画を<u>福祉事務所</u>に提出し、共有している。</p>
<p>2- (1) -③ 評価細目</p>	<p>自立支援計画について、定期的 に実施状況の振り返りや評価と計画の直しを行う手順を施設として定め、実施している。</p>	<p>自立支援計画について、定期的 に実施状況の振り返りや評価と計画の<u>見直</u>しを行う手順を施設として定め、実施している。</p>
<p>2- (2) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの3番目の○</p>	<p>○ 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、<u>保護者等</u>及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。</p>	<p>○ 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、<u>母親と子ども</u>及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。</p>
<p>2- (2) -② 評価基準の考え方と評価のポイントの4番目の○</p>	<p>○ 一方、情報開示については、<u>保護者等</u>から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、母親と子ども等への配慮等が必要です。</p>	<p>○ 一方、情報開示については、<u>母親や子ども</u>等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、母親と子ども等への配慮等が必要です。</p>

該当部分	誤	正
3- (1) -③ 評価の着眼点 の2番目の□	□ 居室への立ち入りや手紙の <u>開封</u> 等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。	□ 居室への立ち入り等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。
3- (4) -① 評価の着眼点 の5番目の□	□ 母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。	□ 母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、 <u>母親</u> 、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
3- (4) -③ 評価の着眼点 の5番目の□	□ 母親と子どもの希望に応えられない場合は、その理由を <u>子ども</u> に説明して、理解を求めている。	□ 母親と子どもの希望に応えられない場合は、その理由を説明して、理解を求めている。
3- (5) -① 判断基準の考 え方と評価の ポイントの1番 目の○	○ <u>職員等による支援</u> では、いかなる場合においても体罰や人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。	○ <u>母子生活支援施設</u> では、いかなる場合においても体罰や人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
4-② 評価の着眼点 の5番目の□	□ 地元の消防署、警察、自治会、消防団連携するなど工夫して訓練を実施している。	□ 地元の消防署、警察、自治会、消防団等と連携するなど工夫して訓練を実施している。
4-③ 評価細目	母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の <u>検討</u> を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。

該当部分	誤	正
<p>5- (1) -② 評価の着眼点 の3番目の□</p> <p>6番目の□</p> <p>7番目の□</p>	<p>□ 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。</p> <p>□ 児童相談所と施設は母親と子どもや家族の情報を相互に提供している。</p> <p>□ 母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立している。</p>	<p>□ <u>母親と</u>子どもの支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。</p> <p>□ <u>福祉事務所</u>、児童相談所と施設は母親と子どもの情報を相互に提供している。</p> <p>□ 母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談<u>支援</u>センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立している。</p>
<p>5- (2) -① 評価の着眼点 の2番目の□</p> <p>6番目の□</p>	<p>□ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で<u>子ども</u>に提供している。</p> <p>□ 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。</p>	<p>□ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等により<u>母親と子ども</u>に提供している。</p> <p>□ 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、<u>施設</u>の支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。</p>
<p>5- (2) -③ 判断基準の考え方と評価の ポイントの1番 目の○</p>	<p>○ 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と<u>事業所</u>をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。</p>	<p>○ 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と<u>施設</u>をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。</p>

該当部分	誤	正
5- (3) -① 評価のポイントの2番目の○	○ 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。	削 除
5- (3) -② 評価の着眼点の8～11番目の□	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力やその他の事由から、一時的に避難することが必要な母親と子ども、単身女性に対して緊急一時保護を行っている。 <input type="checkbox"/> 24 時間受入れや広域利用など、保護を必要とする母親や子ども等の緊急利用を広く受け入れている。 <input type="checkbox"/> 緊急時に対応するためのマニュアルに基づいて、役割分担や責任者を明確にしている。 <input type="checkbox"/> DV 被害等の逃避理由で保護した場合、警察等との連絡調整体制に関して文書化し、施設内で周知する。	削 除
6-② 評価細目	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。
7- (1) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの5番目の○	○ 一つの法人で介護や保育など多様な支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。	○ 一つの法人で介護や保育など多様な福祉サービスを提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。

該当部分	誤	正
<p>7- (1) -④ 評価の着眼点の2番目の□</p> <p>3番目の□</p>	<p>□ <u>母親と子どもや障害を持つ母親と子ども</u>に対する周知の方法に工夫や配慮をしている。</p> <p>□ <u>運営理念や基本方針を施設の母親と子どもの会等で資料をもとに説明している。</u></p>	<p>□ <u>障害のある母親と子ども</u>に対して周知の方法に工夫や配慮をしている。</p> <p>□ <u>運営理念や基本方針を母親と子どもに資料をもとに説明している。</u></p>
<p>7- (2) -③ 判断基準の考え方と評価のポイントの1番目の○</p>	<p>○ <u>本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や母です。また、内容によっては母親と子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも親と子ども等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。</u></p>	<p>○ <u>本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては母親と子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や母親と子ども等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。</u></p>
<p>7- (6) -① 評価基準の考え方と評価のポイントの4番目の○</p>	<p>○ <u>受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、母親と子どもや保護者等への事前説明・・・(以下略)</u></p>	<p>○ <u>受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、母親と子どもへの事前説明・・・(以下略)</u></p>